

相模原市防災協力事業所登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事業所が保有する施設、資機材、組織力等を地域の重要な防災力と位置付け、災害時に防災協力活動を実施する事業所(以下「防災協力事業所」という。)について必要な事項を定めることにより迅速な被災者救援活動を展開し、もって地域防災力の強化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「事業所」とは、市内に店舗、工場、営業所又は事務所を有する個人又は法人をいう。

(防災協力事項)

第3条 防災協力事業所の防災協力事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 人的協力
- (2) 施設・場所の提供
- (3) 資機材の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか災害時における必要な協力

(登録手続等)

第4条 防災協力事業所の登録を希望する事業所は、前条各号のうち、協力を希望する事項を定めて、防災協力事業所登録届出書(第1号様式)により市長に届け出るものとし、登録内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 市長は、前項の規定による登録の届出があったときは、その内容を審査し、登録することが適当であると認めるときは、届出をした事業者に対して登録証(第2号様式)及び掲示用標識(第3号様式)を交付するものとする。

3 防災協力事業所として登録された事業所は、掲示用標識を市民等が分かりやすい場所に掲示しなければならない。

(登録期間)

第4条 防災協力事業所の登録期間は、2年間とする。ただし、防災協力事業所から登録抹消の申し出がない場合については、さらに2年間延長するものとし、以後も同様とする。

(登録事業所の公表等)

第5条 市長は、防災協力事業所の名称、所在地等を市のホームページ等で公表することができる。ただし、公表を希望しない防災協力事業所については、この限

りでない。

(防災協力活動)

第6条 防災協力事業所は、災害により被害が発生し、又は被害拡大のおそれがある場合は、自らの判断により、被災者または被災地に対して積極的に防災協力活動を行うものとする。

(協力期間)

第7条 防災協力活動の期間は、事業所本来の業務に支障とならない期間とする。

(登録の抹消)

第8条 市長は、防災協力事業所が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消することができる。

(1) 廃業した場合

(2) 市外に移転した場合

(3) 防災協力の意志が確認できない場合

(4) 防災協力事業所登録抹消届出書（第4号様式）を市長に提出し、登録の抹消を申し出た場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、登録しておくことが適当でないと判断した場合

2 防災協力事業所は、前各号に規定により登録を抹消されたときは、速やかに登録証及び掲示用標識を市長に返却しなければならない。

(経費等)

第9条 防災協力活動により発生した経費等については、登録事業所の負担とする。

(防災事業との連携)

第10条 防災協力事業所は、市又は自治会等が実施する防災訓練、研修会等の防災事業に可能な限り協力するように努めるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。